

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
代表執行役
執行役社長 持田 農夫男
兼 取締役

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますよう
ご通知申し上げます。 敬 具

追って、当日本定時株主総会にご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月17日(火曜日)午後5時までには到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。なお、賛否の表示に際しては次の点にご留意下さい。

1. 同封の議決権行使書用紙を必ずご使用下さい。
2. 議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取り扱います。

記

1. 日 時 平成20年6月18日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区港南一丁目8番35号
コクヨホール(2階ホール)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第71期(自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
議 案 取締役7名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出下さいますようお願いいたします。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.hitachi-metals.co.jp>)に掲載してお知らせいたします。

事業報告

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

1. 日立金属グループの現況に関する事項

(1)日立金属グループの事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国では住宅投資の減速とサブプライム問題に端を発した金融不安の影響が拡大し、景気の減速傾向が鮮明となりました。アジアにつきましては、中国では好調な設備投資を中心に経済成長が続き、ASEAN諸国、韓国等でも経済の拡大傾向が続きました。欧州では景気の拡大が鈍化の傾向を示しました。

わが国経済は、輸出が好調に推移し、生産活動も底堅く推移しましたが、個人消費が伸び悩み、改正建築基準法施行の影響により住宅投資が大幅に減少したこともあって景気の拡大が鈍化しました。

当社グループの関連業界では、自動車は海外生産が欧州、アジアを中心に増加し、国内生産が国内需要の減少を輸出の増加で補って増加しました。半導体はIT関連機器向けの需要増を背景に市場が拡大しました。携帯電話は中国、インドを中心に市場が拡大しました。パソコンはノートパソコンを中心に出荷が増加しました。鉄鋼は輸出を中心に増産基調で推移しました。国内建築関係は、民間投資が改正建築基準法施行の影響を受けて減少し、公共投資も支出抑制が続いたことから減少傾向で推移しました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、自動車関連及びIT関連機器向けを中心とした需要が好調に推移した結果、受注高は前期比12%増の734,339百万円、売上高は8%増の701,075百万円となりました。利益面では、世界的な原材料価格の上昇、税制改正に伴う減価償却費負担の増加及び平成18年に実施した株式会社NEOMAX株式の追加取得に伴うのれん償却負担発生の影響を受けましたが、販売価格の見直しと一層のコスト削減に努めた結果、経常利益は54,448百万円となりました。特別損益につきましては、土地の売却益を特別利益として計上する一方、海外事業の構造改革費用などを特別損失として計上いたしました。この結果、当期純利益は27,034百万円となりました。

当期の期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び見通し等を考慮し、1株につき6円とさせていただきます。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金(1株につき6円)と合わせて、1株につき12円となりました。

各事業の概況は次のとおりです。各事業の売上高は、各事業間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

【高級金属製品】 売上高292,370百万円(前期比7%増)

金型・工具用材料は、国内では自動車関連向けを中心とした需要増や新製品投入効果もあって増加し、輸出も好調に推移したため、増加しました。

切削工具は、欧州・アジア向けを中心とした輸出が好調に推移したため、増加しました。

電子金属材料は、半導体用パッケージ材料が堅調な半導体生産を受けて大幅に増加しましたが、液晶パネル関連材料が前期並みとなり、ブラウン管用ディスプレイ材料がフラットパネルディスプレイへの移行の影響を受けて大幅に減少したため、電子金属材料全体では減少しました。

各種ロールは、中国向けを中心に輸出が好調に推移したため、増加しました。

射出成形機用部品は、射出成形機市場の調整の影響を受けて減少しました。

【電子・情報部品】 売上高191,907百万円(前期比13%増)

硬質磁性材料は、希土類磁石がハイブリッド自動車及び電動パワーステアリングを中心とした自動車関連

向けの好調な需要を受けて大幅に増加し、また、フェライト磁石が前期並みで推移したため、硬質磁性材料全体では増加しました。

軟質磁性材料は、ソフトフェライトが製品の精選と顧客の在庫調整の影響を受けて減少し、ファインメットも当社製品採用品の販売減により減少しましたが、アモルファス金属材料が中国、インドを中心とした変圧器向けの好調な需要を受けて大幅に増加したため、軟質磁性材料全体では大幅に増加しました。

携帯電話用部品は、アイソレータが携帯電話及び基地局向けを中心に増加し、積層部品が中国向けを中心に増加したため、携帯電話用部品全体では増加しました。

IT機器用材料・部材は、顧客の在庫調整の影響を受けて減少しました。

【高級機能部品】 売上高222,453百万円（前期比6%増）

高級ダクタイル鋳鉄製品は、国内需要がトラック向けを中心に増加し、海外需要も当社製品の採用が増えて増加したため、高級ダクタイル鋳鉄製品全体で増加しました。

耐熱鋳造製品は、環境規制の強化と省燃費志向の高まりを受けて当社製品が評価され、欧州向けを中心に需要が好調に推移したため、大幅に増加しました。

アルミホイールは、当社が得意とする大口径品の採用が増え、国内外の需要が好調に推移したため、大幅に増加しました。

各種鋳物管継手は、配管材質の変化と改正建築基準法施行の影響による国内建築の低迷の影響を受けて減少しました。

ステンレス及びプラスチック配管機器は、改正建築基準法施行の影響による国内建築の低迷の影響を受けて減少しました。

内装システムは、海外事業の構造改革と半導体関連企業の設備投資の抑制の影響を受けて減少しました。

構造システムは、民間分野の設備投資が好調に推移して増加しました。

【サービス他】 売上高109,663百万円（前期比40%増）

国内販売・海外販売とも好調に推移しました。

(2) 日立金属グループの対処すべき課題

次期の世界経済は、米国では金融不安や住宅投資低迷の影響の拡大に加え、原油価格の上昇と在庫調整の影響により、経済の後退局面入りが予想されます。アジアにつきましては、中国では経済の拡大が見込まれますが、原材料価格の上昇の影響や金融引き締め政策の設備投資や輸出への影響が懸念されます。ASEAN諸国、韓国等では米国の経済後退の影響を受けた減速が予想されます。欧州でも米国の経済後退の影響を受けた伸び悩みが予想されます。

わが国経済は、世界経済の成長鈍化に伴う輸出の減速、個人消費の伸び悩み及び原材料価格の上昇による減速が予想されます。

当社グループの関連業界では、自動車業界は欧州、アジアを中心に海外生産の伸長が見込まれるものの、国内生産は国内需要の低迷、円高等による輸出減速の影響を受けることが予想されます。半導体、携帯電話及びパソコンを中心とする電子・情報部品関連業界は中国、インド等のアジア向けの需要を中心に拡大が見込まれますが、価格低下圧力が強まるものと予想されます。鉄鋼は内需の回復を受けて高水準の生産が見込まれます。建築関係は、民間投資が改正建築基準法施行の影響が収束することにより増加が見込まれますが、公共投資は支出抑制が続き、低水準で推移することが予想されます。

このような環境のもと、当社グループは、「2008年度中期経営計画」の最終事業年度である次期において、持続的成長に向けた基盤を強固なものとするため、各種施策の完遂に向けて取り組んでまいります。海外展開の推進と新製品の創出、拡販を通じて、海外売上高比率及び新製品売上高比率の向上を図るとともに、キャッシュ・フロー経営を推進して棚卸資産の削減等による資本効率の向上に注力し、企業体質の強化に努めてまいります。また、成長分野への経営資源の集中及び生産プロセスの改革を推進してコスト構造を含むモノづくり力を徹底的に強化し、ボリュームゾーン製品の利益率の向上及び今後の成長ドライバーとなる製品の競争力の強化を図ってまいります。

なお、当社は、過年度におけるガス用ポリエチレン管及び同継手の販売に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成19年6月、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、社内調査の過程で過年度におけるガス用ステンレス製フレキシブル管及び同継手の販売に関し、同法に違反する行為のあったことが明らかとなったため、この調査の結果をもって公正取引委員会に課徴金減免制度の適用申請を行った結果、平成20年3月にこの制度の適用を受けました。当社は、これまでも法令・企業倫理遵守に取り組んでまいりましたが、この事実を受け、あらためて法令・企業倫理遵守の徹底をさらに強化してまいります。

(3)日立金属グループの設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、総額49,327百万円(有形固定資産及び無形固定資産の購入ベースの数値)を投下いたしました。

主な内容は、次のとおりであります。

- ・高級金属製品の生産合理化
- ・電子・情報部品の増産合理化

(4)日立金属グループの資金調達及び借入金の状況

当社は、前期に株式会社NEOMAX株式の公開買付け資金として借り入れた75,000百万円のリファイナンスのために、当期において転換社債型新株予約権付社債40,000百万円及び無担保社債20,000百万円の発行並びにシンジケートローンによる10,000百万円の借り入れを行いました。

なお、当社グループの当期末の有利子負債は、前期末に比べ28,070百万円減少し、193,706百万円となりました。

また、当期末における主な借入金の状況は、次のとおりであります。

会 社 名	借 入 先	借 入 金 残 高
日立金属株式会社	株式会社三菱東京UFJ銀行	6,563百万円
	株式会社みずほコーポレート銀行	4,113
	住友生命保険相互会社	4,000
	第一生命保険相互会社	3,000
	三井生命保険株式会社	3,000
	大同生命保険株式会社	3,000
	長野県信用農業協同組合連合会	3,000
Hitachi Metals America, Ltd.	株式会社三菱東京UFJ銀行	52,500千USドル
	株式会社みずほコーポレート銀行	39,000

(5)日立金属グループ及び当社の直前3事業年度の財産及び損益の状況

①日立金属グループの財産及び損益の状況

区 分	第68期 (平成16年度)	第69期 (平成17年度)	第70期 (平成18年度)	当 期 (平成19年度)
受 注 高(百万円)	576,810	602,587	654,091	734,339
売 上 高(百万円)	559,540	590,678	646,311	701,075
経 常 利 益(百万円)	36,387	45,305	51,630	54,448
当 期 純 利 益(百万円)	15,218	17,165	22,062	27,034
1株当たり当期純利益(円)	42.65	48.95	63.81	76.48
純 資 産(百万円)	162,400	179,960	222,626	235,507
総 資 産(百万円)	532,285	554,275	629,590	619,466

- (注) 1. 第68期から旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の32に規定する連結計算書類を作成しております。第70期からは、会社法第444条に規定する連結計算書類を作成しております。
2. 第70期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数によって算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第68期 (平成16年度)	第69期 (平成17年度)	第70期 (平成18年度)	当 期 (平成19年度)
受 注 高(百万円)	256,718	277,257	304,701	427,812
売 上 高(百万円)	249,733	268,986	302,896	407,856
経 常 利 益(百万円)	12,622	12,538	18,554	23,295
当 期 純 利 益(百万円)	4,539	6,339	11,817	13,590
1株当たり当期純利益(円)	12.90	18.26	34.18	38.44
純 資 産(百万円)	117,202	118,420	124,785	144,313
総 資 産(百万円)	278,551	289,429	383,687	428,292

- (注) 1. 第70期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数によって算出しております。

(6)日立金属グループの主な事業内容（平成20年3月31日現在）

事業区分	主 要 製 品
高級金属製品	金型・工具用材料 電子金属材料(ディスプレイ関連材料、半導体等パッケージ材料) 各種ロール(鉄鋼圧延用ロール・非鉄金属圧延用ロール・非金属用ロール) 射出成形機用部品 構造用セラミックス部品 鉄骨構造部品 切削工具
電子・情報部品	硬質磁性材料(フェライト・希土類・铸造・ボンドマグネット及びその応用品) 携帯電話用部品(アイソレータ、積層部品) IT機器用材料・部材 軟質磁性材料(ソフトフェライト、ナノ結晶軟磁性材料、アモルファス金属材料)
高級機能部品	高級ダクタイル鑄鉄製品 耐熱鑄造製品 アルミホイールその他アルミニウム製品 各種管継手 ステンレス及びプラスチック配管機器 冷却水供給装置 精密流体制御機器 内装システム 構造システム
サービス他	その他の販売・サービス等

(7)日立金属グループの主要な事業所（平成20年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

事業所		所在地	事業所		所在地
本 社		東 京 都	工場等	九 州 工 場	福 岡 県
				真 岡 工 場	栃 木 県
関 西 支 店		大 阪 府		桑 名 工 場	三 重 県
岡 山 営 業 所		岡 山 県		安 来 工 場	島 根 県
九 州 支 店		福 岡 県		熊 谷 工 場	埼 玉 県
中 部 東 海 支 店		愛 知 県		鳥 取 工 場	鳥 取 県
北 陸 営 業 所		富 山 県		OEデバイスセンター	栃 木 県
浜 松 営 業 所		静 岡 県		熊 谷 製 作 所	埼 玉 県
静 岡 営 業 所		静 岡 県		佐 賀 製 作 所	佐 賀 県
中 国 支 店		広 島 県		山 崎 管 理 部	大 阪 府
営業所	北 関 東 支 店		和 歌 山 製 作 所	和 歌 山 県	
	北 日 本 支 店		セラミックスセンター	大 阪 府	
	北 海 道 営 業 所		先端エレクトロニクス研究所	埼 玉 県	
	新 潟 営 業 所		生 産 シ ス テ ム 研 究 所	埼 玉 県	
			素 材 研 究 所	栃 木 県	
			冶 金 研 究 所	島 根 県	
			磁 性 材 料 研 究 所	大 阪 府	

- (注) 1. 株式会社NEOMAXとの吸収合併に伴い、平成19年4月1日付をもって山崎製作所、熊谷製作所及び佐賀製作所の3工場並びに磁性材料研究所を承継いたしました。
2. 平成20年1月21日付をもって山崎製作所を廃止し、山崎管理部、和歌山製作所及びセラミックスセンターに改編いたしました。

② 子会社の主要な事業所

会 社 名	本社所在地	会 社 名	本社所在地
日 立 ツ ー ル 株 式 会 社	東 京 都	日 立 フ ェ ラ イ ト 電 子 株 式 会 社	鳥 取 県
日 立 機 材 株 式 会 社	東 京 都	株 式 会 社 ア ル キ ャ ス ト	埼 玉 県
日 立 金 属 ア ド メ ッ ト 株 式 会 社	東 京 都	N E O M A X 商 事 株 式 会 社	東 京 都
日 立 金 属 工 具 鋼 株 式 会 社	東 京 都	株 式 会 社 N E O M A X マ テ リ ア ル	大 阪 府
株 式 会 社 安 来 製 作 所	東 京 都	Hitachi Metals America, Ltd.	ア メ リ カ
株 式 会 社 日 立 メ タ ル プ レ シ ュ ン	東 京 都	Hitachi Metals Europe GmbH	ド イ ツ
株 式 会 社 日 立 金 属 若 松	福 岡 県	日 立 金 属 投 資 (中 国) 有 限 公 司	中 国
日 立 バ ル ブ 株 式 会 社	三 重 県		

- (注) 日立金属アドメット株式会社は、平成20年4月1日に同社を存続会社、NEOMAX商事株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(8)日立金属グループの従業員の状況 (平成20年3月31日現在)

① 日立金属グループの従業員の状況

事業区分	従業員数
高級金属製品	6,179名
電子・情報部品	7,515
高級機能部品	5,818
サービス他	497
全社(共通)	299
合計	20,308

- (注) 1. 上表の従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員(4,218名)を含んでおりません。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 従業員数は、前期末に比べ518名減少しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
5,708名	42.6歳	21.8年

- (注) 1. 上表の従業員数は、就業人員数(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員(1,062名)を含んでおりません。
2. 従業員数は、前期末に比べ977名増加しておりますが、その主な要因は、当期中に株式会社NEOMAXを吸収合併したことによるものです。

(9)重要な親会社及び子会社の状況 (平成20年3月31日現在)

① 親会社との関係

会社名	資本金	議決権比率	関係内容
株式会社日立製作所	282,034 百万円	55.7 (0.6) %	当社の取締役のうち3名が兼任関係にあり、両社の間で製品の継続的売買、役務の提供、技術取引及び金銭消費貸借等の取引関係がある。

- (注) 議決権比率の欄の()内の数字は、間接保有割合(内数)であり、親会社の子会社が保有しております。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
(子会社) 日立ツール株式会社	1,455 ^{百万円}	51.5% (0.4)	特殊鋼工具、超硬合金工具等の製造、販売
日立機材株式会社	3,636	65.8 (0.4)	建材機器、チェーン等の製造、販売
日立金属アドメット株式会社	350	100	特殊鋼、磁性材料、鋳物品、機械装置等の販売
日立金属工具鋼株式会社	100	100 (10.0)	特殊鋼等の販売、熱処理、加工
株式会社安来製作所	144	100	特殊鋼精密加工品等の製造、販売
株式会社日立メタルプレジジョン	300	100	精密鋳造品、金属粉末成形品等の製造、販売
株式会社日立金属若松	65	100	ロール、射出成形機用シリンダ、セラミックス等の製造、販売
日立バルブ株式会社	250	100	バルブの製造、販売
日立フェライト電子株式会社	132	100	電子部品、金型、精密機械部品等の製造、加工、販売
株式会社アルキャスト	90	100	軽合金鋳物製品等の製造、販売
NEOMAX商事株式会社	320	100	マグネット等の販売
株式会社NEOMAXマテリアル	400	100	金属電子材等の製造、販売
Hitachi Metals America, Ltd.	50,000 ^{千USドル}	100	北アメリカにおける特殊鋼、磁性材料、鋳物品等の製造、加工、販売
Hitachi Metals Europe GmbH	2,200 ^{千ユーロ}	100	ヨーロッパにおける特殊鋼、磁性材料、鋳物品等の販売
日立金属投資(中国)有限公司	412,502 ^{千元}	100	中国における特殊鋼、磁性材料、鋳物品等の製造、加工、販売
(関連会社) 青山特殊鋼株式会社	310 ^{百万円}	27.0	マグネット、電子材料、軟質磁性材料、工具鋼等の販売

(注) 1. 議決権比率の欄の()内の数字は、間接保有割合(内数)であり、当社の子会社が保有しております。

2. 当社の連結子会社は、上表の重要な子会社15社を含めて88社であり、持分法適用関連会社は、上表の重要な関連会社1社を含めて12社であります。
3. 当社及び上表の重要な子会社について、以下の吸収合併が実施されました。

吸収合併当事会社		吸収合併の 効力発生日
存続会社	消滅会社	
株式会社安来製作所	株式会社ハイメック(子会社)	平成19年4月1日
日立金属株式会社	株式会社NEOMAX(子会社)	平成19年4月1日
日立ツール株式会社	ツールテック株式会社(子会社)	平成20年1月1日
日立金属アドメット株式会社	NEOMAX商事株式会社	平成20年4月1日

③ その他

上記のほか、当社の子会社について以下の吸収合併が実施されました。

吸収合併当事会社		吸収合併の 効力発生日
存続会社	消滅会社	
Hitachi Metals Singapore Pte. Ltd.	NEOMAX Singapore Pte., Ltd.	平成19年4月1日
ACP Manufacturing Co. LLC	HN Automotive, Inc.	平成19年12月24日
San Technology, Inc.	Luzon Magnetics, Inc.	平成20年4月1日

なお、ACP Manufacturing Co. LLCは、吸収合併に伴い社名をHitachi Metals Automotive Components USA, LLCに変更いたしました。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名、地位及び担当等（平成20年3月31日現在）

[取締役]

地位	氏名	担当(委員会)	他の法人等の代表状況等 (社外役員、他の会社の業務執行者又は社外役員としての兼任状況を含む)
取締役会長	本多義弘	指 報 名 委 員 報 酬 委 員	株式会社日立製作所 取締役 株式会社日立物流 取締役(社外取締役)
取締役	持田農夫男	指 報 名 委 員 報 酬 委 員	
取締役	八木良樹	指 監 報 名 委 員 報 酬 委 員	株式会社日立製作所 取締役 日立キャピタル株式会社 取締役 日立国際電気株式会社 取締役 日立損害保険ジャパン株式会社 監査役(社外監査役)
取締役	生駒俊明	指 監 報 名 委 員 報 酬 委 員	独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター長
取締役	川上潤三	指 監 報 名 委 員 報 酬 委 員	株式会社日立製作所 代表執行役 日立化成工業株式会社 執行役副社長 取締役(社外取締役)
取締役	大文字恭廣	監 査 委 員	
取締役	吉岡博美		日立ツール株式会社 取締役(社外取締役) 日立機材株式会社 取締役(社外取締役)

[執行役]

地位	氏名	担 当	他の法人等の代表状況等
代表執行役 執行役社長	*持田農夫男		
代表執行役 執行役専務	*吉岡博美	管 理 管 掌 輸 出 管 理 室 長	日立ツール株式会社 取締役(社外取締役) 日立機材株式会社 取締役(社外取締役)
代表執行役 執行役専務	土井川馨	磁 石 事 業 管 掌	
執行役常務	芦田寛	営 業 管 掌 営 業 企 画 セ ン タ ー 長	

- (注) 1. 取締役八木良樹、生駒俊明及び川上潤三の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社と株式会社日立製作所との関係につきましては、「1. 日立金属グループの現況に関する事項 (9)重要な親会社及び子会社の状況 ①親会社との関係」欄(8頁)に記載のとおりであります。
3. 監査委員である八木良樹氏は、長年にわたり株式会社日立製作所の経理部長、経理・財務部門を管掌する取締役及び執行役であったことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査委員である大文字恭廣氏は、長年にわたり当社の財務本部長、経理・財務部門を管掌する取締役及び執行役であったことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. *印を付した執行役は、取締役を兼任しております。
6. 執行役土井川馨氏は、平成19年4月1日付をもって新たに就任しました。
7. 平成20年4月1日付をもって執行役の変更を行い、新たな執行体制は次のとおりとなりました。

地位	氏名	担 当	他の法人等の代表状況等
代表執行役 執行役社長	*持田農夫男		
代表執行役 執行役専務	*吉岡博美	管 理 管 掌 輸 出 管 理 室 長	日立ツール株式会社 取締役(社外取締役) 日立機材株式会社 取締役(社外取締役)
執行役常務	芦田寛	営 業 管 掌 営 業 企 画 セ ン タ ー 長	
執行役常務	花村公生	管 理 管 掌 (コーポレートビジネスセンター) コーポレートビジネスセンター長	

8. 平成20年4月1日現在の事業役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
事業役員常務	西 垣 清 志	宝 鋼 日 立 金 属 軋 軋 (南 通) 有 限 公 司 総 経 理
事業役員常務	藤 井 博 行	情 報 部 出 品 カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト 輸 送 出 品 カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト
事業役員常務	市 橋 健 健	特 殊 鋼 出 品 カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト 輸 送 出 品 カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト
事業役員	小 西 和 幸	Hitachi Metals America, Ltd. 取 締 役 社 長
事業役員	赤 木 学 学	技 術 企 画 セ ン タ ー 長
事業役員	田 中 啓 一	海 外 事 業 企 画 セ ン タ ー 一 会 長 Hitachi Metals America, Ltd. 取 締 役 役 員 Hitachi Metals Europe GmbH 取 締 役 役 員 日 立 金 属 投 資 (中 国) 有 限 公 司 董 事 宝 鋼 日 立 金 属 軋 軋 (南 通) 有 限 公 司 董 事
事業役員	内 田 憲 正	新 事 業 開 発 セ ン タ ー 長
事業役員	坂 元 貞 雄	自 動 車 機 器 カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト
事業役員	山 田 泰 次	監 査 室 長
事業役員	中 西 寛 紀	軟 磁 性 材 料 カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト 輸 送 出 品 カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト
事業役員	縄 田 良 作	ロ ー ル カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト
事業役員	浜 本 直 樹	N E O M A X カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト 輸 送 出 品 カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト
事業役員	徳 永 正 道	配 管 機 器 カ ン パ ニ ー プ レ ジ デ ン ト
事業役員	村 山 眞 一 郎	特 殊 鋼 カ ン パ ニ ー バ イ ス プ レ ジ デ ン ト
事業役員	鎌 田 淳 一	経 営 企 画 室 長

(2) 社外役員に関する事項

① 社外役員のための活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
八 木 良 樹	当期開催の取締役会10回のうち9回及び監査委員会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、国際的な製造企業における経営者及び監査機関の長としての企業経営に関する豊富な経験と高度な知識を踏まえた発言を行っております。
生 駒 俊 明	当期開催の取締役会の全て及び監査委員会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、国際的な製造企業における経営者及び学識者としての企業経営に関する豊富な経験と高度な知識を踏まえた発言を行っております。
川 上 潤 三	当期開催の取締役会10回のうち7回及び監査委員会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、国際的な製造企業における経営者としての企業経営に関する豊富な経験と高度な知識を踏まえた発言を行っております。

当社は、過年度におけるガス用ポリエチレン管及び同継手の販売に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成19年6月、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、社内調査の過程で過年度におけるガス用ステンレス製フレキシブル管及び同継手の販売に関し、独占禁止法に違反する行為があったことが明らかとなったため、この調査の結果をもって公正取引委員会に課徴金減免制度の適用申請を行った結果、平成20年3月にこの制度の適用を受けました。

八木良樹、生駒俊明及び川上潤三の3氏は、従来から当社の取締役会及び監査委員会において内部統制の整備等について意見を述べてきました。また、これらの発生後、3氏は社内調査の報告を受け、取締役会及び監査委員会において内部統制制度の運用の改善等コンプライアンス体制を強化し、再発を防止するための施策について意見を述べるとともにその監視を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第25条第2項の規定に基づき、取締役八木良樹、生駒俊明及び川上潤三の3氏との間で会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、12百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員報酬

① 取締役及び執行役の報酬等の内容の決定に関する方針

1) 決定の方法

当社は、委員会設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

2) 方針の概要

当期に係る取締役及び執行役の報酬等の内容の決定に関する方針の概要は、次のとおりであります。

- (i) 当社経営を担う取締役及び執行役が、長期的視点で経営方針を決定し、中期経営計画及び年度事業予算を立案・実行することにより、当社の企業価値を増大させ、株主等利害関係者に資する経営を行うことに対して報酬を支払う。
- (ii) 取締役及び執行役が経営に対してそれぞれの経営能力あるいは経営ノウハウ・スキルを活かし、十分な成果を生み出せるよう動機付けするために、短期及び中長期的な会社の業績を反映した報酬体系とし、顕著な成果に対しては相応の報酬を支払うことで報いる。
- (iii) 当社が支払う報酬は基本報酬、期末賞与及び退職慰労金とする。

(ア) 基本報酬：取締役及び執行役としての経営に対する責任の大きさ、及びこれまでに培った豊富な経験、知見、洞察力、経営専門力等を活用した職務遂行への対価として個別に決定する。また、取締役及び執行役の人材確保のため、他社報酬レベルと比較して遜色のない水準とする。

(イ) 期末賞与：業績に連動するものとする。

(ウ) 退職慰労金：取締役及び執行役がその責務に任じた期間あるいはその間の業績、会社経営への功績等に対して支払う。

なお、当社は、平成20年3月24日開催の報酬委員会において、平成20年度に係る報酬から、取締役及び執行役の報酬体系を見直し、退職慰労金を廃止することを決定いたしました。廃止に伴う打切り日である平成20年3月31日までの在任期間に対応する退職慰労金は、対象者が当社の取締役及び執行役のいずれをも退任した時に支給することとしております。

② 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	5 (3)	132 (44)
執行役	4	207
合計	9	339

- (注) 1. 取締役7名のうち2名は執行役を兼任しております。この2名に対しては、執行役としての報酬等を支給しており、取締役としての報酬等を支給しておりません。
2. 上表の報酬等の総額は、当期に係る賞与引当金及び退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
3. 平成20年3月31日付をもって退任した執行役1名に対し、退職慰労金として48百万円を支給いたしました。上表の報酬等の総額は、当該執行役についての当期に係る退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
4. 当社の親会社又はその子会社の役員を兼任する社外取締役が、当期中の社外取締役であった期間において親会社又はその子会社(当社を除く。)から受け取った役員としての報酬等の総額は86百万円であります。

3. 株式に関する事項 (平成20年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 500,000,000株
 (2)発行済株式の総数 366,557,889株
 (3)当期の株式発行 平成19年4月1日を効力発生日とする株式会社NEOMAXとの吸収合併に当たり、平成19年3月31日の同社の最終の株主名簿に記載された株主(同社及び当社を除く。)に対し、その所有する同社株式1株につき、当社の普通株式2株の割合をもって割り当て、交付いたしました。これにより吸収合併後の発行済株式の総数は9,389,202株増加し、366,557,889株となりました。
 (4)株主数 13,472名
 (5)大株主(上位10名)

株 主 名	当社株式の所有状況	
	株 式 数	所有比率
株 式 会 社 日 立 製 作 所	193,247 ^{千株}	54.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	22,612	6.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	15,616	4.4
中央三井アセット信託銀行株式会社	5,378	1.5
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	5,147	1.5
資産管理サービス信託銀行株式会社	4,105	1.2
野村信託銀行株式会社	4,013	1.1
全国共済農業協同組合連合会	3,592	1.0
大同特殊銅株式会社	3,572	1.0
日本生命保険相互会社	3,063	0.9

- (注) 1. 当社は、自己株式13,975,453株を保有しておりますが、上表には含めておりません。
 2. 所有比率は、自己株式を控除して計算しております。

4. 新株予約権等に関する事項 (平成20年3月31日現在)

名 称	2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債	2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債
発行決議の日	平成19年8月28日	平成19年8月28日
新株予約権の数	20,000個	20,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 9,727,626株	普通株式 9,794,319株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使期間	平成19年9月27日から平成28年8月30日まで	平成19年9月27日から平成31年8月30日まで
転換価額	2,056円	2,042円

- (注) 上表の新株予約権付社債(以下、本項において「社債」といいます。)に係る新株予約権の行使により当社が交付する株式の数は、行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除して算出し、1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、単元未満株式が発生する場合は単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算することとしております。新株予約権の目的となる株式の数は、平成20年3月31日現在の社債残高及び転換価額に基づき算出しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	123百万円
②	①の合計額のうち、当社が支払うべき報酬等の額	50百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、②の金額をこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本監査法人に対して、社債発行時のコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士等が計算関係書類の監査をしている当社の子会社

当社の重要な子会社(「1. 日立金属グループの現況に関する事項 (9)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社及び関連会社の状況」欄(9頁)に記載しております。)のうち、在外子会社は、新日本監査法人以外の監査法人による計算関係書類の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任

- 1) 監査法人である会計監査人が、公認会計士法第34条の21第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から計算書類の監査に関する業務の全部若しくは一部の停止、又は解散を命じられた場合、当該命令により会社法第337条第3項第1号に定める会計監査人の欠格事由に該当することとなるため、会計監査人は自動的に退任します。
- 2) 上記1)に加え、内閣総理大臣による業務の全部若しくは一部の停止、又は解散の命令が行われることが合理的に予想される等の事情により、会計監査人が会社法第340条第1項第1号又は第2号に定める事由に該当すると監査委員会が判断したときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定します。
- 3) 上記2)において、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態となることが合理的に予想されるときは、監査委員の全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

② 不再任

- 1) 監査法人である会計監査人が、その社員の中から選定した会計監査人の職務を行うべき者について、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当した場合又は公認会計士法に定める公認会計士の義務に違反した場合において、当該監査法人がこれに代わる会計監査人の職務を行うべき者の選定を速やかに行わないときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。
- 2) 会社計算規則第159条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることを確保できないと判断したときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、顧客のニーズや技術の進化とグローバル化のなかで、国際的な競争力を強化し、企業価値の増大を通じて、株主の皆様へ長期的かつ適正な利益還元を行うことが会社の責務であるという認識のもと、中長期で成長することを主眼に経営環境、将来の事業展開及び業績を総合的に勘案して株主への利益配分及び内部留保を決定することを基本方針としております。内部留保資金は、将来の事業展開を見据えて、新素材の開発・製品化、新事業の創出、競争力のある製品の増産・合理化及び世界規模の適地適産体制の構築などに投資するものとしたします。また、自己の株式の取得は、機動的な資本政策の遂行を可能とすることなどを目的として、その必要性、財務状況、株価水準等を勘案して適宜実施するものとしたします。

7. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会の決議の内容の概要

(1) 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- 1) 監査委員会は、常勤の監査委員を選定することができるものとします。常勤の監査委員は、監査委員会の職務の執行のために必要な情報の収集並びに監査委員会と他の取締役、執行役及び使用人との間における調整をその職務の一部とします。常勤の監査委員が欠けた場合又は常勤の監査委員を選定しない場合において、監査委員会がその職務を補助すべき取締役を置くことを求めたときは、取締役会は当該取締役を定めます。
- 2) 監査委員会の職務を補助するため、取締役会事務局に監査委員会担当者を置きます。
- 3) 監査委員会は、監査を執行するため必要があると認めるときは、執行役が所管する内部監査部門に対し、監査委員会の職務の執行を補助させることができるものとします。

② 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

- 1) 取締役会事務局の監査委員会担当者は、他の業務執行部門の職位を兼任しないものとします。監査委員会担当者の任免及び懲戒は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員（以下、選定監査委員といいます。）の同意を得て、執行役が行います。また、監査委員会担当者の人事評価及び査定は、監査委員会又は選定監査委員の意見を聴取のうえ、執行役が行います。
- 2) 内部監査部門長の任免及び懲戒並びに人事評価及び査定は、執行役が行いますが、あらかじめ、その理由を監査委員会又は選定監査委員に説明します。
- 3) 監査委員会の職務を補助すべき者は、補助を行うことにつき、執行役の指揮命令を受けないものとします。

③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- 1) 執行役及び使用人は、監査委員会の定めるところに従い、その職務の執行状況を報告します。なお、執行役が取締役に付議又は報告した事項は、監査委員会に報告したものとみなします。
- 2) 執行役は、次に掲げる文書を監査委員会に提出します。
経営会議資料、執行役及び事業役員の決裁書類、中期経営計画及び予算審議資料、月次及び四半期の決算書類、内部監査部門の業務監査報告書
- 3) 執行役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査委員に報告します。
- 4) 内部通報制度(2)①③)に規定します。)に係る通報窓口の責任者は、当社及び子会社の業務における法令等に対する違反行為に係る事実の報告を受けたときは、速やかに、選定監査委員に報告します。

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 選定監査委員は、内部監査部門長が翌事業年度に係る監査計画を策定する場合、当該監査計画の内容について意見を述べるることができるものとします。内部監査部門長は、策定した監査計画を監査委員会に報告します。

2) 監査委員会又は選定監査委員は、監査委員会の定めるところにより、会計監査人、執行役、内部監査部門長及び業務執行部門の責任者と意見交換を行います。

(2) 執行役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

① 執行役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、業務の運営において法令及び定款の遵守並びに社会倫理の尊重を図るため、役員及び使用人がとるべき行動の指針を定め、周知します。
- 2) 執行役は、執行役全員で構成し選定監査委員が出席する経営会議を組織して、全社的に影響を及ぼす重要な経営事項につき、審議します。
- 3) 当社は、当社及び子会社の使用人並びにこれらの会社の業務に従事する派遣労働者が、当社及び子会社の業務における法令等に対する違反行為に係る事実を発見したときに、当該事実を不利益を受けることなく当社の通報窓口で報告することができる制度として内部通報制度を整備します。通報窓口の担当部門は、報告のあった事案を調査し、必要に応じて、執行役に対して是正措置の検討を要請するほか、再発防止のために適切な措置をとります。
- 4) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを方針とします。当該方針の実効性を確保するため、担当部門を置き、反社会的勢力に係る情報の管理、取引の遮断その他の対応に関する制度を整備するとともに、警察等外部専門機関との緊密な連携に努めます。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 経営会議資料、決裁書類その他の執行役の職務の執行に係る文書は、文書の保存及び管理に係る社内規則に基づき、各業務執行部門において保存及び管理します。
- 2) 選定監査委員は、各業務執行部門において保存及び管理する執行役の職務の執行に係る文書を閲覧、謄写又は複写することができるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 執行役は、コンプライアンス、反社会的勢力、財務、調達、環境、災害、品質、情報管理及び輸出管理等に係る損失の危険について、各業務執行部門を指揮し、必要に応じて社内規則又はガイドライン等を制定し、マニュアルの作成及び配付、教育並びに業務監査を行い、当社の損失の危険を回避若しくは予防し、又は管理します。
- 2) 執行役は、現実化した損失の危険に迅速に対応するための専門の組織を置きます。
- 3) 執行役は、新たに生じた損失の危険に対応するため、必要な場合は、関係業務執行部門に示達するとともに、速やかに対応責任者を定めます。
- 4) 執行役は、損失の危険が現実化した場合には、速やかに監査委員会に報告します。

④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

————— ①2)に加え、以下に掲げる体制を整備します。

- 1) 取締役会は、当社の業務を戦略的かつ計画的に運営することで市場競争力を強化し、企業価値を高めるため、中期経営計画及び予算を決定し、業績の管理をします。執行役は、当該管理の実効性を確保するため、予算及び業績の管理制度を整備します。
- 2) 執行役は、各業務執行部門の責任者の権限及び責任を明確にし、意思決定及び職務の執行に係る手続を統制するための社内規則を整備します。
- 3) 当社は、財務報告に反映されるべき事項全般につき文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を行います。

⑤ 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

————— ①1)、3)及び4)に加え、以下に掲げる体制を整備します。

1) 当社は、コンプライアンス担当部門を所管し、全社的なコンプライアンス体制を整備することを職務とするコンプライアンス統括責任者を定めます。コンプライアンス統括責任者は、代表執行役がその任に当たります。

2) 執行役は、内部監査部門を置き、業務執行部門に対する業務監査を行わせず。

⑥株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

————— ①③)に加え、以下に掲げる体制を整備します。

1) 当社は、業務の運営及び取引では、親会社からの自律性を保つことを方針とします。当社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を行うに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、これを決定します。

2) 当社は、親会社から独立した社外取締役を最低1名選任します。

3) 当社は、親会社及び子会社との取引を市価を基準として公正に行うことを方針とします。

4) 当社は、親会社の内部監査部門が、当該親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために、当社及び当社の子会社の業務に係る業務監査を行うときには、これに協力し、当該業務監査の結果を検討して、業務の運営を改善します。

5) 当社は、親会社及び子会社とともに財務報告に反映されるべき事項全般につき文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を行います。

6) 当社は、日立金属グループのグループ企業価値の最大化を目的として、グループ連結経営の基本方針を定めます。

7) 当社は、連結中期経営計画及び連結予算につき、子会社と相互に情報を共有し、各会社のみならず日立金属グループ全体で最適な戦略の構築を図るとともに、連結業績を管理します。

8) 当社は、子会社の管理を担当する部門を定め、諸施策の周知、情報の収集、子会社の業務運営の支援等を行います。

9) 当社は、環境管理、品質管理、情報管理及び輸出管理等、業務運営に関する事項について、法令の遵守を基本とする規則等を定め、関係業務執行部門の主導のもと、当該規則等を子会社に提供し、法令等の遵守を促します。

10) 当社の内部監査部門は、子会社における業務運営の監査を行い、当該監査の結果を当該子会社並びに当社の監査委員会又は選定監査委員に報告します。

11) 当社は、必要に応じて子会社に取締役及び監査役を派遣します。当該取締役は、執行役の求めがあった場合に、子会社の利益に反しない範囲でその職務の執行の状況を報告します。また、当該監査役は、選定監査委員の求めがあった場合に、監査の結果を報告します。

8. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、開発型企業として、継続的に基盤技術の高度化を図り、新技術に挑戦することによって新製品及び新事業を創出し、新たな価値を社会に提供し続けることを事業活動の基本としております。これを推進するため、株式会社日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係において事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用することで、高品質の製品及びサービスの提供を図ることとしております。また、当社は、上場会社として、常に株主、投資家及び株式市場からの期待及び評価を認識し、情報の適時かつ適切な開示につとめるとともに、持続的成長の実現に資する経営計画の策定、企業統治の強化等を通じて、合理的で緊張感のある経営を確保することが重要であると認識しております。これらにより、当社は、企業価値の向上及び親会社のみならず広く株主全般に提供される価値の最大化を図ってまいります。

連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	315,732	流動負債	239,812
現金及び預金	36,856	支払手形及び買掛金	98,671
受取手形及び売掛金	123,678	短期借入金	50,981
関係会社預け金	10,620	1年以内に返済予定の長期借入金	20,980
有価証券	345	1年以内に償還予定の社債	11,249
たな卸資産	121,957	未払法人税等	11,942
繰延税金資産	10,510	未払費用	23,430
その他の貸倒引当金	12,245	前受金	1,151
	△ 479	繰延税金負債	8
		役員賞与引当金	294
		その他の負債	21,106
固定資産	303,734	固定負債	144,147
有形固定資産	215,494	社債	40,008
建物及び構築物	59,723	転換社債型新株予約権付社債	40,000
機械装置及び運搬具	83,800	長期借入金	27,209
土地	53,031	退職給付引当金	25,891
その他の他	18,940	役員退職慰労引当金	902
無形固定資産	55,334	債務保証損失引当金	928
のれん	49,931	事業損失引当金	1,136
その他の他	5,403	環境安全対策引当金	1,490
		繰延税金負債	1,028
		のれん	1,433
		その他の他	4,122
投資その他の資産	32,906	負債合計	383,959
投資有価証券	17,351		
繰延税金資産	9,404	(純資産の部)	
その他の他	7,860	株主資本	218,461
貸倒引当金	△ 1,709	資本金	26,284
		資本剰余金	41,241
		利益剰余金	161,488
		自己株式	△ 10,552
		評価・換算差額等	△ 5,435
		その他有価証券評価差額金	△ 208
		為替換算調整勘定	△ 5,227
		少数株主持分	22,481
資産合計	619,466	純資産合計	235,507
		負債・純資産合計	619,466

連結損益計算書 (自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		701,075
売上原価		<u>552,459</u>
売上総利益		148,616
販売費及び一般管理費		<u>88,918</u>
営業利益		59,698
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,445	
雑収益	<u>7,163</u>	8,608
営業外費用		
支払利息	3,855	
持分法による投資損失	12	
雑損失	<u>9,991</u>	<u>13,858</u>
経常利益		54,448
特別利益		
固定資産売却益	4,506	
関係会社株式売却益	268	
確定拠出年金制度移行差益	<u>115</u>	4,889
特別損失		
固定資産処分損	661	
固定資産減損損失	192	
事業構造改革特別損失	3,428	
関係会社貸倒引当金繰入額	371	
関係会社債務保証損失引当金繰入額	928	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,136	
確定拠出年金制度移行に伴う損失	236	
訴訟和解費用	291	
独占禁止法違反課徴金	<u>667</u>	<u>7,910</u>
税金等調整前当期純利益		51,427
法人税、住民税及び事業税		20,330
法人税等調整額		1,221
少数株主利益		<u>2,842</u>
当期純利益		27,034

連結株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高	26,284	36,703	139,720	△7,740	194,967
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,850		△3,850
当期純利益			27,034		27,034
自己株式の取得				△2,814	△2,814
自己株式の処分		2		2	4
合併による変動額		4,536			4,536
決算期の変更に伴う子会社 剰余金の修正			△11		△11
在外子会社の年金追加負債 調整額			△1,405		△1,405
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	4,538	21,768	△2,812	23,494
平成20年3月31日 残高	26,284	41,241	161,488	△10,552	218,461

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高	2,674	-	814	3,488	24,171	222,626
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,850
当期純利益						27,034
自己株式の取得						△2,814
自己株式の処分						4
合併による変動額						4,536
決算期の変更に伴う子会社 剰余金の修正						△11
在外子会社の年金追加負債 調整額						△1,405
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△2,882	-	△6,041	△8,923	△1,690	△10,613
連結会計年度中の変動額合計	△2,882	-	△6,041	△8,923	△1,690	12,881
平成20年3月31日 残高	△208	-	△5,227	△5,435	22,481	235,507

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 88社
主要な連結子会社の名称 日立ツール(株)、日立機材(株)、日立金属アドメット(株)、Hitachi Metals America, Ltd.、Hitachi Metals Europe GmbH、日立金属投資(中国)有限公司

(当連結会計年度における異動)

- (除外) 7社 (株)NEOMAX、(株)ハイメック、NEOMAX Singapore Pte.,Ltd.、ツールテック(株)、HN Automotive, Inc.(合併による)、下田エコテック(株)(株式売却による)、(株)マグテック(清算による)

(2) 非連結子会社 該当なし。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社 該当なし。

(2) 持分法適用関連会社の数 12社

主要な持分法適用関連会社の名称 青山特殊鋼(株)

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社 該当なし。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算日と異なる決算日の会社について、その決算日と会社は次のとおりとなっている。

(1) 12月末日

Nam Yang Metals Co., Ltd.、日立金属投資(中国)有限公司等海外22社

(2) 1月末日

東洋精箔(株)

(3) 3月第4日曜日

Hitachi Metals America, Ltd.等海外9社

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的債券……償却原価法

その他の有価証券

・時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法または総平均法による。)

・時価のないもの…移動平均法または総平均法による原価法

② デリバティブ……時価法

③ たな卸資産……通常の販売目的で保有するたな卸資産

原価法により評価している。(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品、仕掛品、半製品

高級金属製品の一部及び設備・建築部材の一部…個別法

その他

…総平均法

材料

…移動平均法または総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用している。ただし、当社及び連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっている。

- ②無形固定資産……………当社及び連結子会社は定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。
- (3)重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ②役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上している。
- ③退職給付引当金……………当社及び主要な連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理している。
- (追加情報)
連結子会社中4社は、企業年金について、当連結会計年度より適格退職年金制度から確定拠出年金(企業型年金)制度及び退職一時金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用している。当移行に伴う影響額は、当連結会計年度に確定拠出年金制度移行差益(115百万円)及び確定拠出年金制度移行に伴う損失(236百万円)として特別損益に計上している。
- ④役員退職慰労引当金…役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末支給額を計上している。
- なお、当社は、平成20年3月24日開催の報酬委員会において役員退職慰労金の廃止を決定し、廃止に伴う打ち切り日(平成20年3月31日)までの在任期間に対応する退職慰労金として、従来の役員退職慰労金規則に基づいて平成19年度末における支給見込額を計上している。
- ⑤環境安全対策引当金…「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上している。
- ⑥債務保証損失引当金…関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。
- (追加情報)
当連結会計年度において、関係会社の借入金に対する債務保証損失の発生可能性が高まったことから、特別損失に関係会社債務保証損失引当金繰入額を928百万円計上し、同額を固定負債の債務保証損失引当金として計上している。
- ⑦事業損失引当金……………関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して必要額を計上している。
- (追加情報)
当連結会計年度において、関係会社の長期契約に伴う将来損失の発生可能性が高まったことから、特別損失に関係会社事業損失引当金繰入額として1,136百万円計上し、同額を固定負債の事業損失引当金として計上している。
- (4)連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。
- (5)のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、個々の投資毎に投資効果の発現する期間を見積もり、計上後20年以内の期間で均等償却している。
- (6)重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により、また、収益及び費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上している。

(7)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(8)重要なヘッジ会計の方法

デリバティブ取引については、原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっている。ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法は、以下のとおりである。

①ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……………借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

②ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で為替、金利変動リスクをヘッジしている。

③ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

(9)消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(10)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1)固定資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ897百万円減少している。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,533百万円減少している。

(2)棚卸資産の評価に関する会計基準

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用している。

これにより前連結会計年度において営業外費用に含めていた営業循環過程外の棚卸資産については、当連結会計年度より売上原価に計上することに変更したため、営業利益は1,409百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ530百万円減少している。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額 408,572百万円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりである。

土地 4,160百万円

建物 3,924百万円

その他有形固定資産 3,076百万円

投資有価証券 58百万円

計 11,218百万円

担保付債務は次のとおりである。

短期借入金	840百万円
長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金含む)	827百万円
その他の短期金銭債務	112百万円
計	1,779百万円

3. 保証債務

連結子会社以外の会社等の金融機関借入金に対し、債務保証を行っている。

保証先	金額
従業員(住宅融資等)	3,669百万円
計	3,669百万円

4. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高	63百万円
受取手形裏書譲渡高	473百万円
手形信託契約に基づく債権譲渡高	8,870百万円

5. 売掛金の債権流動化による遡及義務

1,049百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 366,557,889株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月29日 取締役会	普通株式	1,726	5.0	平成19年3月31日	平成19年5月31日
平成19年10月30日 取締役会	普通株式	2,124	6.0	平成19年9月30日	平成19年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月26日 取締役会	普通株式	2,115	利益剰余金	6.0	平成20年3月31日	平成20年5月28日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

普通株式 9,727,626株

(2) 2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

普通株式 9,794,319株

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 604円22銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりである。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	235,507百万円
普通株式に係る純資産額	213,026百万円
連結貸借対照表の純資産の部の合計額と 1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式に係る連結会計年度末の純資産額との差額	22,481百万円
普通株式の期末発行済株式数	366,557,889株
普通株式の自己株式数	13,996,744株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	352,561,145株

2. 1株当たり当期純利益 76円48銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりである。

当期純利益	27,034百万円
普通株式に係る当期純利益	27,034百万円
普通株式の期中平均株式数	353,486,567株

企業結合に関する事項の注記

(共通支配下取引等) 株NEOMAXとの合併

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 日立金属株

被結合企業 株NEOMAX(以下「NEOMAX」という。)

被結合企業の事業内容 マグネット、セラミックス等の製造、販売

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を吸収合併存続会社、NEOMAXを吸収合併消滅会社として合併し、当社がNEOMAXの権利義務の全てを承継し、NEOMAXは解散した。合併後の企業名称は日立金属株である。なお、当合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併及び会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社及びNEOMAXにおいて株主総会の決議による合併契約の承認を受けることなく行われた。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

① 合併の目的

当合併は、当社グループの電子・情報部品セグメントの中核事業である磁性材料事業の経営資源を一体化し、同セグメントの研究開発、モノづくり力、海外展開での事業シナジーを高め、当社グループの企業価値の最大化を実現するため、実施した。

② 合併の概要

(i) 合併の効力発生日

平成19年4月1日

(ii) 合併比率

NEOMAXの普通株式1株に対し、当社の普通株式2株を割当交付した。

ただし、当社及びNEOMAXが保有するNEOMAX株式については割当てを行っていない。

(iii) 合併により発行した株式の種類及び数

株式の種類：普通株式

発行数：9,389,202株

(iv) 増加すべき資本・準備金の額

当合併による資本金、資本準備金、利益準備金の増加はない。

(v) 引き継ぐ資産・負債の額

資産の額：161,034百万円、負債の額：35,544百万円

(平成18年11月7日から平成18年12月11日まで実施した公開買付けによるNEOMAX株式の取得に伴い発生したのれんの未償却残高51,078百万円を含む。)

2. 会計処理の概要

当社及びNEOMAXが(株)日立製作所の子会社に該当し、当合併契約の締結日が平成19年1月15日であることにより、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成18年法務省令第87号)による改正前の会社計算規則第59条及び平成18年12月22日改正前の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第246項及び第247項の規定に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っている。平成19年3月31日現在のNEOMAXの資産・負債の適正な帳簿価額(当社の連結計算書類作成における修正事項及びのれんの未償却残高を含む。)を受入れる資産・負債の帳簿価額とし、同社の株主資本の額より当社の保有するNEOMAX株式(抱合せ株式)の帳簿価額を控除した額をその他資本剰余金に計上し、連結計算書類上で既に利益剰余金に取込済の金額(抱合せ株式消滅利益相当額)を連結決算上の資本剰余金から利益剰余金へ振替えた。

3. NEOMAX株式追加取得に関する事項

(1)NEOMAX株式追加取得の取得原価及びその内訳

当社は、平成18年11月6日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年11月7日から平成18年12月11日まで1株につき2,500円の取得価額でNEOMAX株式の公開買付けを実施し、平成18年12月18日に34,011,627株を取得した。買付手数料等を含む当公開買付けによる取得価額の総額は85,411百万円である。

(2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

当公開買付けにより、取得価額の総額のうちNEOMAXの資産・負債の帳簿価額を上回る部分の金額51,979百万円を当社の連結計算書類においてのれんに計上し、20年で均等償却することとした。

その他の注記

1. 固定資産の減損……………当社グループは、以下の資産について減損損失を計上した。

用 途	場 所	種 類
遊 休 資 産	茨城県神栖市、宮城県東松島市	土 地
売 却 予 定 資 産	福岡県京都郡苅田町	土地及び建物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業所、会社を単位に資産のグルーピングを行っている。上記資産は、遊休状態及び売却予定にあり、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当減少額を特別損失に計上した。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については鑑定評価価額等に基づき評価している。

2. 事業構造改革特別損失……………当社グループの高級金属製品事業・高級機能部品事業の一部に係る事業撤退費用及び電子・情報部品事業等の会社の特別退職金に係る費用である。なお、事業撤退費用には、以下の固定資産の減損損失1,746百万円を含んでいる。

用 途	場 所	種 類
高級機能部品製造設備	英国 ウェストミッドランド	機械装置、土地及び建物等
高級金属製品製造設備	タイ アユタヤ、中国 広東省、埼玉県新座市	機械装置、土地及び建物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業所、会社を単位に資産のグルーピングを行っている。上記資産は、高級金属製品事業及び高級機能部品事業の一部に係る一部事業撤退により、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当減少額を特別損失に計上した。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については鑑定評価価額等により、建物・機械装置等については合理的な見積に基づき評価している。

3. 訴訟和解費用……………高級機能部品事業に属する会社に係る費用である。

4. 独占禁止法違反課徴金……………高級機能部品事業の営業活動の一部に対する課徴金である。

損益計算書 (自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)

(単位：百万円)

売 上 高		407,856
売 上 原 価		<u>347,916</u>
売 上 総 利 益 金 額		59,940
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		<u>38,244</u>
営 業 利 益 金 額		21,696
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,853	
そ の 他	<u>4,336</u>	11,189
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,184	
そ の 他	<u>7,406</u>	<u>9,590</u>
経 常 利 益 金 額		23,295
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,074	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	<u>325</u>	4,399
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	661	
固 定 資 産 減 損 損 失	17	
事 業 構 造 改 革 特 別 損 失	197	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	560	
関 係 会 社 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	928	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,136	
関 係 会 社 整 理 損	321	
関 係 会 社 株 式 評 価 減	674	
独 占 禁 止 法 違 反 課 徴 金	<u>667</u>	<u>5,161</u>
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		22,533
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,800
法 人 税 等 調 整 額		<u>1,143</u>
当 期 純 利 益 金 額		13,590

株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 本 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		別 途 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
前期末残高	26,284	36,699	4	36,703	6,571	44,580	69	652	17,722	69,594	△7,736	124,845
当期変動額												
合併による増加			13,996	13,996						-		13,996
特別償却準備金積立										-		-
特別償却準備金取崩							△31		31	-		-
固定資産圧縮積立金積立										-		-
固定資産圧縮積立金取崩								△4	4	-		-
剰余金の配当									△3,849	△3,849		△3,849
当期純利益									13,590	13,590		13,590
自己株式の取得											△2,814	△2,814
自己株式の処分			1	1							2	3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	13,997	13,997	-	-	△31	△4	9,776	9,741	△2,812	20,926
当期末残高	26,284	36,699	14,001	50,700	6,571	44,580	38	648	27,498	79,335	△10,548	145,771

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
前期末残高	△60	-	△60	124,785
当期変動額				
合併による増加	169	-	169	14,165
特別償却準備金積立				-
特別償却準備金取崩				-
固定資産圧縮積立金積立				-
固定資産圧縮積立金取崩				-
剰余金の配当				△3,849
当期純利益				13,590
自己株式の取得				△2,814
自己株式の処分				3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,567	-	△1,567	△1,567
当期変動額合計	△1,398	-	△1,398	19,528
当期末残高	△1,458	-	△1,458	144,313

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

原価法により評価している。(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品、仕掛品、半製品

高級金属製品の一部及び設備・建築部材の一部……個別法

その他……総平均法

材料……移動平均法

1.2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

1.3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

なお、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を翌事業年度から費用処理することとしている。

過去勤務差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理している。

(4) 役員退職慰労引当金

平成20年3月24日開催の当社報酬委員会において役員退職慰労金の廃止を決定し、廃止に伴う打切り日(平成20年3月31日)までの在任期間に対応する退職慰労金として、従来の役員退職慰労金規則に基づいて平成19年度末における支給見込額を計上している。

(5) 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して必要額を計上している。

(6) 環境安全対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上している。

(7) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。

(追加情報)

当事業年度において、関係会社の借入金に対する債務保証損失の発生可能性が高まったことから、特別損失に関係会社債務保証損失引当金繰入額を928百万円計上し、同額を固定負債の債務保証損失引当金として計上している。

(8)関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、損失負担見込額を計上している。

(追加情報)

当事業年度において、関係会社の長期契約に伴う将来損失の発生可能性が高まったことから、特別損失に関係会社事業損失引当金繰入額を1,136百万円計上し、同額を固定負債の事業損失引当金として計上している。

1.4.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理を採用している。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……………借入金の利息、外貨建金銭債権

ヘッジ方針……………ヘッジ対象の範囲内で為替、金利変動リスクをヘッジしている。

ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

(3)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

(4)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

1.5.会計方針の変更

(1)固定資産の減価償却の方法

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これにより、営業利益金額、経常利益金額及び税引前当期純利益金額はそれぞれ609百万円減少している。

(追加情報)

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。この結果、従来の方法に比べ、営業利益金額、経常利益金額及び税引前当期純利益金額がそれぞれ1,068百万円減少している。

(2)棚卸資産の評価に関する会計基準

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用している。

これにより、前事業年度において営業外費用に含めていた営業循環過程外の棚卸資産については、当事業年度より売上原価に計上することと変更したため、営業利益金額は927百万円、経常利益金額及び税引前当期純利益金額は300百万円それぞれ減少している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	233,666百万円
(2)保証債務等	
手形信託契約に基づく債権譲渡高	1,451百万円
売掛金の債権流動化による遡及義務	878百万円
保証債務	20,736百万円
(3)関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
金銭債権	
受取手形	25百万円
売掛金	28,321百万円
未収入金	17,770百万円
短期貸付金	19,882百万円
長期貸付金	24,399百万円
金銭債務	
買掛金	16,537百万円
短期借入金	19,063百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
営業取引	
売上高	189,886百万円
仕入高	161,179百万円
営業取引以外の取引高	11,011百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式数	普通株式	13,975,453株
------------------	------	-------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産		
未払賞与		2,305
貸倒引当金		1,723
退職給付引当金		6,874
役員退職慰労引当金		149
退職給付信託債権		3,118
事業構造改革特別損失有税費用		219
固定資産減損損失		427
その他		6,292
繰延税金資産	小計	21,107百万円
評価性引当額		-4,305
繰延税金資産	合計	16,802百万円
繰延税金負債		
租税特別措置法に基づく準備金等		-791
土地評価益		-1,682
連結納税法人間譲渡資産繰延利益		-43
その他		-982
繰延税金負債	合計	-3,498百万円
繰延税金資産の純額		13,304百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として、高級金属製品、電子・情報部品、高級機能部品等の製造設備の一部がある。

7. 関連当事者との取引に関する注記

7.1.親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合又は被所有割合(%)※1	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	取引条件及び取引条件の決定方針	期末残高(百万円)
						役員の兼任等(人)	事業上の関係					
親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	282,034	情報・エレクトロニクス・電力・産業システム・家庭電器・材料・サービス	55.7(0.6)	兼任3	両社製品の継続的売買 両社間の役務の提供 両社間の技術取引 両社間の金銭消費貸借	日立グループ・プーリング制度による預け金	預入 10,620	関係会社預け金	※4	10,620
								日立グループ・プーリング制度による借入金	返済 24,520	短期借入金	※4	-

※1. 「議決権の所有割合又は被所有割合」の欄の()内の数字は、間接所有割合(内数)であり、親会社の子会社が保有している。

7.2.子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合又は被所有割合(%)※2	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	取引条件及び取引条件の決定方針	期末残高(百万円)
						役員の兼任等(人)	事業上の関係					
子会社	Hitachi Metals Europe GmbH	ドイツデュッセルドルフ	2,200千EU	サービス他	100.0	兼任1 出向1	当社製品の販売先及び当社の仕入先	当社製品の販売	16,294	売掛金	※3	4,457
子会社	(株)NEOMAXマテリアル	大阪府吹田市	400	電子・情報部品	100.0	兼任2	当社の仕入先	資金の貸付	貸付 1,497	短期貸付金	※4	1,497
									貸付 7,769	長期貸付金	※4	7,769
								資材の代理購買	5,283	未収金	※3	5,283
子会社	日立ツール(株)	東京都江東区	1,455	高級金属製品	51.5(0.4)	兼任2 転籍3	当社製品の販売先及び当社の仕入先	当社プーリング制度による預け金	預入 1,996	短期借入金	※4	8,123

※2. 「議決権の所有割合又は被所有割合」の欄の()内の数字は、間接所有割合(内数)であり、当社の子会社が保有している。

※3. 親会社及び子会社との取引については、市価を基準として合理的に決定している。

※4. 資金の融通の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定している。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 409円30銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下の通りである。

貸借対照表の純資産の部の合計額	144,313百万円
普通株式に係る純資産額	144,313百万円
普通株式の期末発行済株式数	366,557,889株
普通株式の自己株式数	13,975,453株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	352,582,436株

(2) 1株当たり当期純利益金額 38円44銭

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りである。

損益計算書上の当期純利益	13,590百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る当期純利益	13,590百万円
普通株式の期中平均株式数	353,507,879株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(発行総額20,000百万円)及び2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(発行総額20,000百万円)

9. 企業結合に関する事項の注記

9.1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 日立金属株

被結合企業 (株)NEOMAX(以下「NEOMAX」という。)

被結合企業の事業内容 マグネット、セラミックス等の製造、販売

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を吸収合併存続会社、NEOMAXを吸収合併消滅会社として合併し、当社がNEOMAXの権利義務の全てを承継し、NEOMAXは解散した。

合併後の企業名称は日立金属株である。なお、当合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併及び会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社及びNEOMAXにおいて株主総会の決議による合併契約の承認を受けることなく行われた。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

① 合併の目的

当合併は、当社グループの電子・情報部品セグメントの中核事業である磁性材料事業の経営資源を一体化し、同セグメントの研究開発、モノづくり力、海外展開での事業シナジーを高め、当社グループの企業価値の最大化を実現するため、実施した。

② 合併の概要

(i) 合併の効力発生日

平成19年4月1日

(ii) 合併比率

NEOMAXの普通株式1株に対し、当社の普通株式2株を割当交付した。

ただし、当社及びNEOMAXが保有するNEOMAX株式については割当てを行っていない。

(iii) 合併により発行した株式の種類及び数

株式の種類：普通株式

発行数：9,389,202株

(iv) 増加すべき資本・準備金の額

当合併による資本金、資本準備金、利益準備金の増加はない。

(v) 引き継ぐ資産・負債の額

資産の額：161,034百万円、負債の額：35,544百万円

(平成18年11月7日から平成18年12月11日まで実施した公開買付けによるNEOMAX株式の取得に伴い発生したのれんの未償却残高51,078百万円を含む。)

9.2.会計処理の概要

当社及びNEOMAXが株日立製作所の子会社に該当し、当合併契約の締結日が平成19年1月15日であることにより、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成18年法務省令第87号)による改正前の会社計算規則第59条及び平成18年12月22日改正前の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第246項及び第247項の規定に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っている。平成19年3月31日現在のNEOMAXの資産・負債の適正な帳簿価額(当社の連結計算書類作成における修正事項及びのれんの未償却残高を含む。)を受入れる資産・負債の帳簿価額とし、同社の株主資本の額より当社の保有するNEOMAX株式(抱合せ株式)の帳簿価額を控除した額をその他資本剰余金に計上した。

9.3.NEOMAX株式追加取得に関する事項

(1)NEOMAX株式追加取得の取得原価及びその内訳

当社は、平成18年11月6日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年11月7日から平成18年12月11日まで1株につき2,500円の取得価額でNEOMAX株式の公開買付けを実施し、平成18年12月18日に34,011,627株を取得した。買付手数料等を含む当公開買付けによる取得価額の総額は85,411百万円である。

(2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

当公開買付けにより、取得価額の総額のうちNEOMAXの資産・負債の帳簿価額を上回る部分の金額51,979百万円を当社の連結計算書類においてのれんに計上し、20年で均等償却することとした。

10. その他の注記

(1)固定資産の減損

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上した。

用途	場所	種類
遊休資産	茨城県神栖市	土地

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業所単位に資産のグルーピングを行っている。

上記資産は、遊休状態にあり、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失(17百万円)に計上した。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については鑑定評価価額等に基づき評価している。

(2)事業構造改革特別損失

事業構造改革特別損失(197百万円)には、以下の固定資産の減損損失を含んでいる。

用途	場所	種類
貸貸用資産	埼玉県新座市	建物、構築物

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業所単位に資産のグルーピングを行っている。

上記資産は、高級金属製品事業の一部に係る事業撤退により、今後使用する見込みがないことから、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失(59百万円)に計上した。

(3)独占禁止法違反課徴金

高級機能部品事業の営業活動の一部に対する課徴金である。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

日立金属株式会社

代表執行役
執行役社長 持田 農夫男 殿

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 片 渕 勝 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田 中 文 康 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鹿 島 かおる ①
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日立金属株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立金属株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、第71期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当期に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月20日

日立金属株式会社 監査委員会

監査委員(常勤)	大文字 恭 廣 ㊟
監査委員	八 木 良 樹 ㊟
監査委員	生 駒 俊 明 ㊟
監査委員	川 上 潤 三 ㊟

(注) 監査委員八木良樹、生駒俊明及び川上潤三は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月12日

日立金属株式会社

代表執行役
執行役社長 持田 農夫男 殿

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 片 渕 勝 ㊦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 中 文 康 ㊦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鹿 島 かおる ㊦
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日立金属株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、第71期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、関連する部門等と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当期に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、当社は、過年度におけるガス用ポリエチレン管及び同継手の販売に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成19年6月、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、社内調査の過程で過年度におけるガス用ステンレス製フレキシブル管及び同継手の販売に関し、同法に違反する行為があったことが明らかとなったため、この調査の結果をもって公正取引委員会に課徴金減免制度の適用申請を行った結果、平成20年3月にこの制度の適用を受けました。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月20日

日立金属株式会社

監査委員会

監査委員(常勤)

大文字 恭 廣 ㊞

監査委員

八 木 良 樹 ㊞

監査委員

生 駒 俊 明 ㊞

監査委員

川 上 潤 三 ㊞

(注) 監査委員八木良樹、生駒俊明及び川上潤三は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員の任期が満了いたしますので、7名の選任をお願いするものであります。なお、当社定款の規定に基づき、取締役の選任は累積投票によりません。

指名委員会が決定した取締役候補者は、次のとおりであります。取締役候補者からは、いずれも本総会で選任されることを前提として取締役に就任する旨の事前の承諾を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における地位、 担当及び他の法人等 の代表状況等	略歴	所有する 当社 株式の数
1	ほんだみちひろ 本多義弘 (昭和17年10月13日生)	当社取締役会長 (指名委員) (報酬委員)	昭和40年4月 当社入社 平成7年6月 取締役 10年6月 特殊鋼事業部長兼任 11年6月 代表取締役 常務取締役 12年6月 代表取締役 取締役社長 15年6月 代表執行役 執行役社長 兼 取締役 (指名委員、報酬委員) 18年6月 取締役会長(指名委員、報酬委員)(現任) 18年6月 ㈱NEOMAX取締役会長	52,000株
2	もちだのぶお 持田農夫男 (昭和22年4月1日生)	社 役 長 兼 代 表 執 行 役 社 長 兼 執 行 役 社 長 兼 取 締 役 社 長 兼 (指 名 委 員) (報 酬 委 員)	昭和45年4月 当社入社 平成13年10月 磁材カンパニープレジデント 16年4月 ㈱NEOMAX常務取締役 16年6月 同社取締役 常務執行役員 17年6月 当社執行役常務兼任(磁性材料事業管掌) 17年7月 Hitachi Metals North Carolina, Ltd. 取締役会長 兼 CEO兼任 18年1月 当社執行役常務兼任 (磁性材料事業管掌 兼 特殊鋼事業管掌) 18年6月 代表執行役 執行役社長 兼 取締役 (指名委員、報酬委員)(現任)	40,000株
3	やぎよしき 八木良樹 (昭和13年2月27日生)	株 式 会 社 日 立 製 作 所 取 締 役 当 社 取 締 役 (指 名 委 員) (監 査 委 員) (報 酬 委 員)	昭和35年4月 (株)日立製作所入社 63年6月 同社経理部長 平成3年6月 同社取締役 5年6月 同社常務取締役 7年6月 当社監査役兼任 9年6月 (株)日立製作所専務取締役 11年4月 同社代表取締役 取締役副社長 15年6月 同社代表執行役 執行役副社長 兼 取締役(財務、経営オーデイト担当) 16年4月 同社取締役 17年6月 当社取締役会長兼任(指名委員、報酬委員) 17年6月 (株)日立製作所取締役会議長 18年6月 当社取締役兼任 (指名委員、監査委員、報酬委員)(現任) 19年4月 (株)日立製作所取締役(現任)	40,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における地位、 担当及び他の法人等 の代表状況等	略歴	所有する 当社 株式の数
4	いこまとしあき 生駒俊明 (昭和16年3月5日生)	独立行政法人 科学技術振興 機構研究開発 戦略センター キヤノン 株式会社 研究開発担当 特別顧問 技術フロンティア 研究本部長兼 基盤技術開 発本部長 当社取締役 (指名委員) (監査委員)	昭和43年4月 東京大学生産技術研究所助教授 57年4月 東京大学生産技術研究所教授 平成6年4月 日本テキサス・インスツルメンツ(株) 筑波研究開発センター所長 9年2月 同社代表取締役社長 14年2月 同社代表取締役会長 14年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 客員教授 15年4月 (株)産業再生機構監査役 15年6月 当社取締役兼任(監査委員) 16年10月 (独)科学技術振興機構研究開発 戦略センター長(現任) 18年6月 当社取締役兼任(指名委員、監査委員、 報酬委員)(現任) 20年4月 キヤノン(株)研究開発担当特別顧問 技術 フロンティア研究本部長兼基盤技術開発 本部長(現任)	9,000株
5	かわかみじゅんぞう 川上潤三 (昭和19年7月29日生)	株式会社 日立製作所 代表執行役 執行役副社長 当社取締役 (指名委員) (監査委員) (報酬委員)	昭和50年4月 東京大学工学部電気工学科助教授 57年11月 (株)日立製作所入社 平成9年6月 同社日立研究所長 15年6月 トキコ(株)代表取締役 取締役社長 16年10月 (株)日立製作所執行役常務 (オートモティブシステム事業(サスペンション・プレーキ)担当) 17年10月 同社執行役常務(研究開発担当) 18年4月 同社執行役専務(研究開発担当) 18年6月 当社取締役兼任(指名委員、監査委員、 報酬委員)(現任) 19年4月 (株)日立製作所 代表執行役 執行役副社長 (基盤技術製品事業、研究開発、新事業、 品質保証、生産技術担当) 20年4月 (株)日立製作所 代表執行役 執行役副社長 (基盤技術製品事業、研究開発、新事業担 当、日立グループCTO兼医療事業統括本 部長)(現任)	1,000株
6	だいまんじやすひろ 大文字恭廣 (昭和19年11月28日生)	当社取締役 (監査委員)	昭和43年4月 当社入社 平成7年6月 経営企画センター企画法務室長 9年6月 取締役 9年6月 Hitachi Metals America, Ltd. 取締役会長兼任 11年4月 当社財務本部長兼任 12年6月 常務取締役 13年6月 代表取締役 常務取締役 14年6月 輸出管理室長兼任 15年6月 代表執行役 執行役専務 兼 取締役 (管理管掌) 16年4月 (株)NEOMAX取締役会長兼任 17年6月 当社代表執行役 執行役副社長 兼 取締役(管理管掌) 18年6月 取締役(監査委員)(現任)	34,050株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における地位、 担当及び他の法人等 の代表状況等	略歴	所有する 当社 株式の数
7	よし おか ひろ み 吉岡博美 (昭和23年1月23日生)	社 代 表 執 行 取 締 役 兼 管 理 室 管 理 長	昭和45年4月 当社入社 平成8年3月 Hitachi Metals Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.取締役社長 11年4月 当社管理本部主幹次長 11年6月 取締役 13年1月 Hitachi Metals America, Ltd. 取締役会長兼任 13年4月 当社執行役員 14年2月 情報部品カンパニープレジデント 15年4月 常務執行役員 17年6月 執行役常務(管理管掌(コーポレートビジネスセンター)) コーポレートビジネスセンター長 18年6月 代表執行役 執行役常務 兼 取締役(管理管掌) コーポレートビジネスセンター長 輸出管理室長 19年4月 代表執行役 執行役専務 兼 取締役(管理管掌) 輸出管理室長(現任)	14,000株

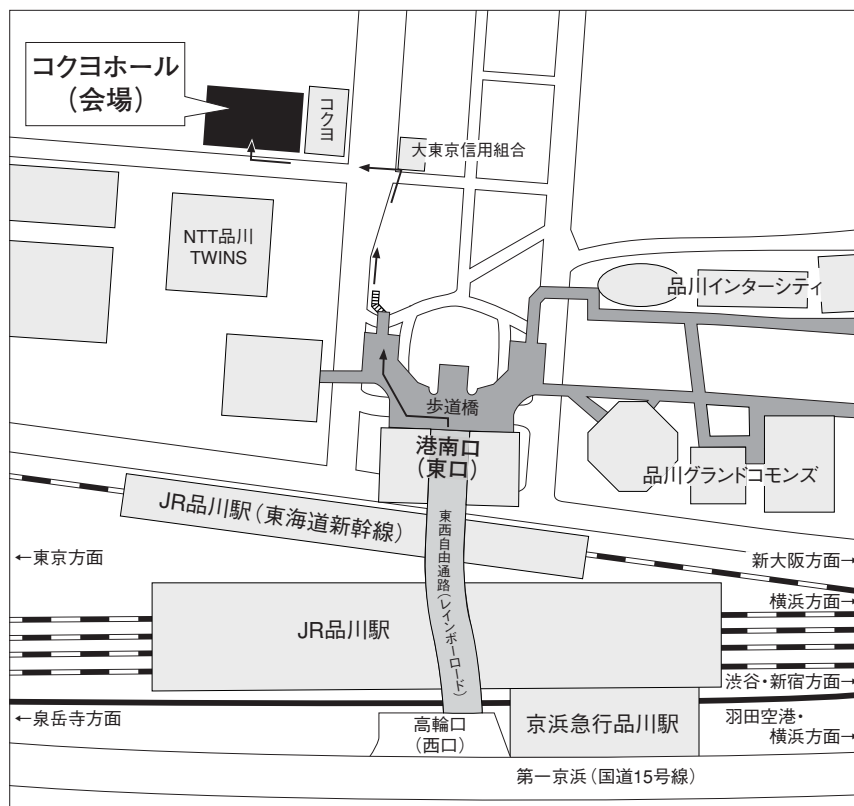
- (注) 1. 株式会社日立製作所は当社の親会社であり、トキコ株式会社は同社の持分法適用関連会社であります。なお、トキコ株式会社は、平成16年10月1日に株式会社日立製作所と吸収合併し、解散いたしました。
- また、株式会社NEOMAX、Hitachi Metals North Carolina, Ltd.、Hitachi Metals America, Ltd.及びHitachi Metals Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.は当社の子会社であります。なお、Hitachi Metals Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.は平成18年9月6日に清算が終了し、株式会社NEOMAXは平成19年4月1日に当社と吸収合併し、解散いたしました。
2. 八木良樹、生駒俊明及び川上潤三の3氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者とした理由及び当社における在任期間は、次のとおりであります。
- (1)八木良樹氏につきましては、株式会社日立製作所における経営者及び監査機関の長としての豊富な経験と高度な知識を当社の経営に反映していただくとともに、同氏の就任により日立グループとの緊密な連携を図ることが当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、平成17年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年間です。
- (2)生駒俊明氏につきましては、大学教授、日立グループ外の企業経営者などを歴任されており、より客観的な立場から、その豊富な経験と高度な知識を当社の経営に反映していただくことが当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、平成15年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年間です。
- (3)川上潤三氏につきましては、株式会社日立製作所及びそのグループ企業における経営者としての豊富な経験と高度な知識を当社の経営に反映していただくとともに、同氏の就任により日立グループとの緊密な連携を図ることが当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、平成18年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年間です。
3. 川上潤三氏は、株式会社日立製作所の代表執行役であり、同社と当社との間では製品の継続的な売買、役務の提供、技術取引及び金銭消費貸借等の取引関係があります。他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 八木良樹及び生駒俊明の両氏は、それぞれ当社の特定関係事業者の従業員の三親等以内の親族であります。
5. 当社は、定款第25条第2項の規定に基づき、八木良樹、生駒俊明及び川上潤三の3氏との間で会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、本定時株主総会において3氏が取締役に選任された場合、これを継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

6. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合に、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(当該候補者が当該他の株式会社の社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含みます。)は、次のとおりであります。
- (1)株式会社日立製作所は、東京都が実施する下水道ポンプ設備工事の入札に関し、平成11年4月から平成15年7月までの間、独占禁止法に違反する行為を行っていたとの認定を公正取引委員会より受けました。当該行為時に八木良樹氏は取締役として同社に在任していました。
- また、同社は、平成16年に発注された首都高速道路新宿線換気設備工事における入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成18年9月、公正取引委員会より課徴金の納付命令を受けました。当該行為時に八木良樹氏は取締役、川上潤三氏は執行役として同社に在任していました。
- (2)八木良樹氏が社外監査役に就任している株式会社損害保険ジャパンは、金融庁より、「保険金等支払い漏れに係る調査態勢の不備」、「賠償責任保険の引受に係る不正行為」、「受託業務である生命保険の募集管理態勢の不備」等の事実があったと認定され、平成18年5月25日に保険業法に基づく行政処分を受けました。同氏は、発生予防の行為として、従来より内部統制の整備、内部監査態勢の強化について同社取締役会、監査役会等において、繰返し意見を述べてきました。発生後の対応として、上記に加えて、同社において業務運営の公正性・適正性を確保するために取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員に就任するなど、同社が金融庁に提出した業務改善計画の着実な実行に資する活動を行っています。
7. 社外取締役候補者が当社の社外取締役在任中に当社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要は、添付書類の事業報告中「2. 会社役員に関する事項 (2)社外役員に関する事項①社外役員の主な活動状況」(11頁)に記載のとおりであります。

以上

株主総会会場案内図

コクヨホール(2階ホール)
東京都港区港南一丁目8番35号



[交通手段]

品川駅港南口(東口)より徒歩2分

(JR品川駅中央改札口より徒歩10分、新幹線のりばより徒歩5分)

[ご注意]

駐車場はございません。